

日明仏教交流に関する一考察 —『策彦入明記』をめぐって—

陳 小 法

(平成17年9月30日 提出)

日明交流といえば、五山を中心とする禅僧によって推進されたといっても過言ではない。嘗ては菅家などの文章博士によって起草されていた外交文書も、この時代には専ら禅僧によって代行されていた。のみならず、建長寺船や天竜寺船はもとより、遣明使にしても、応永八年(1401)に派遣された第一回目の祖阿を除き、明との正式な外交は殆ど五山の禅僧たちによって行われていたことが知られる。

遣明船は、建前上は朝貢船なので、外交使節としての官員が乗船する。官員のうち正使・副使・居座・從僧等が五山僧から任命された。日本を代表する一員だから高い教養を備えた者が選ばれた入明僧らは、朝貢途中、中国各地の仏寺を見学したり、僧侶同士と交流したり、庶民の仏教信仰の実態を見る機会に恵まれた。また、明の著名な文人・高僧達に碑銘、著賛等を請求したり、詩文の応酬をしたり、書籍の贈答及び問法したりして、実に多彩な交流が成されている。

本稿では、二回にわたってそれぞれ遣明副使・正使の大任を果たしていた一禅僧でもある策彦周良にスポットを当て、彼の朝貢日記『初渡集』・『再渡集』を通して、日明仏教交流の一側面を追究してみたい。

キーワード：入明記・策彦周良・遣明使・明朝仏教・日明交流

はじめに

明朝が海禁政策を断行すると、その冊封体制下に入り、朝貢形式によらない限り貿易は不可能となる。室町幕府による日本一元的な外交権の掌握は、自前の外交文書を作成し、折衝のできる外交集団を必要とした。¹⁾本来ならば、室町政権を担う武家官僚達が、任務に就くべきであろう。

しかし、明朝を中心としたアジアの外交は、漢字文化圏の中でのものであり、中国語による外交文書、そして中国語による外交折衝が行われた。他の東アジア諸国のように科举制に基づく士大夫官僚を擁しない日本にあっては、それに類する外交集団を必要とする。当時、中国語の文章構成力、

会話力という点では、五山禅僧の右に出るものはなかった。このような中国語の力を蓄えていくもとは、五山官寺体制そのものの中にあったし、また人的には中国からの渡来僧、日本からの渡海僧に負うところが大きい。これらの渡来僧・渡海僧に薰陶を受けた五山僧が外交官の役割を果たしていた。四六文²⁾による外交文書の起草は、禅僧が中国の士大夫にも擬することのできる教養を具えていたことによって可能であった。

譬え策彦のような自由に中国語が操れなかったとしても、筆談が可能であった当時の禅僧たちは、外交使節としての幕府の要請に応えることができた。かくして、遣明使として渡海することになった

た。

一、明代仏教の概観

本題に入る前、明初から嘉靖朝に至るまでの時期に、仏教の興廃世相をかいつまんで述べておきたい。

明朝創業の皇帝朱元璋（1328～1398、1368～1398在位）は頭角を現す前に僧侶になったことがある。或はそのためかも知れないが、明朝成立以後、彼は仏教に対して、かなり積極的な姿勢が見られ、洪武元年（1368）正月、早くも仏教に対する国家統制機関である善世院が開設され、また寺院を造営したり、仏典を印行したりしていた。しかも建国以来、勅命によって洪武元年、二年、四年、五年と続いて、蒋山（鐘山ともいう）において盛大な仏教法会が行われた。

凡そ洪武十三年（1380）一月に起こった「胡惟庸の変」³⁾が、明の政治体制を大きく改変させる契機となっただけではなくて、恐らく新しい僧尼衙門の開設もその改変の一環として実施されたものと考えられる。つまりこれまで機能を十分に果たしていない善世院を革め、僧録司という衙門を設置し、その諸官を任命して、それぞれの任務も明確された。要するに、洪武朝においては、僧尼の度牒⁴⁾給与、周知冊⁵⁾、砧基道人⁶⁾、禪・講・教三宗⁷⁾の問題等、あらゆる分野に対して、太祖の意向が細部にわたって降され、浸透していったことが知られるのである。

その後「靖難の変」で即位した永楽皇帝朱棣（1360～1424、1402～1424在位）は、仏教対策においては、概ね初代太祖の祖法を踏襲したが、種々の条件を付して私自簪剃を禁じ、各府州県の度僧の数を制限し、仏教界の肅正を図る禁令をしばしば下しているが、それが必ずしも十分に励行されているとは思わないのである。

宣宗時代（1426～1435）の仏教対策の多くは、度牒給付に関する禁令に集中していた。永楽十六

年（1418）十月に出された天下の僧、道・府は四十人を過ぎず、州は三十人、県は二十人を過ぎずという定額は、表面から見れば一応踏襲されていたが、英宗朝（1436～1449）になると、実際の私度僧はその間に益々増加しつつあったことが窺われる。その内には度牒を偽造する者や、既に死亡した者の度牒を改竄して使用する者も現れ、或は盗売する者も出てくるに至って、永楽以後の定額が崩れてきて、洪武に施行された周知冊の制度も何時しか忘れ去られて、その意義は全く持たなかったことになるのである。

「土木の変」⁸⁾で即位した景帝（1449～1457在位）は、その事後処理に多額の国費を必要とし、更に緊急の事態に応ずる為にあらゆる財源を求めて苦慮した中の一つに、明初の宗法を破って度牒を有償にて発給する方針を採ることになった。その結果、僧官の納粟売官等という墮落行為を招くようになった。こうして天下の僧人を統率すべき僧録司が、自らの不正にて効せられる状態になってくると、僧録司の權威もほとんど失墜したのである。

景泰八年（1457）正月十七日、俄かに英宗が復辟して帝位に即き、年号も天順と改元した。天順時代（1457～1464）はかつて正統朝（1436～1449）のころ見られたような度僧の濫多なる状況も殆ど無く、給度も概ね定額に照して考送するのみで、売牒の事例も見うけられない。しかし仏教に対して必ずしも厳格とは言えず、この時代に特に顕著な傾向は、仏寺に次々と賜額したことである。そこで悪意増修、民居強奪等様々な災いを生ずるようになった。従って、今後増修を許さずということが、英宗の次に即位した憲宗（1465～1487在位）の最初の仏教に対する施策である。しかし、甚だ方技を好んだ憲宗は、寺観の増修請額を抑える姿勢は間もなく崩壊し、仏道に対する放漫政策は多くの問題を惹起したのである。その中、一度消滅

した売牒制度を再び復活させて、結局空名度牒の発給まで走るようになった。

孝宗が即位して弘治朝（1488～1505）に入ると、前時代の放漫な仏教政策を立て直すため、かなり厳格な政策が行われることになった。売牒・売官の流れを抑止しようとし、少しく綱紀を振作したものとといえるであろう。

だが、次の世宗（1521～1566在位）は、極端な道教信者となり、帝の治世四十五年間には仏教は甚だしい圧迫を蒙り、道教独り勢いを得ることになった。帝の即位の嘉靖元年（1522）には大能仁寺の資財を没収し、玄明宮の仏像を破壊してこれを売却し、次いで文華殿安置の仏像を撤去し、十五年（1536）には宮中にあった仏殿を取除き、仏像、仏牙、仏具類一万三千余を破却してしまった。これに代わって、道士が盛んに宮中に出入し、日夜道教の醮が行われ、寵を得て優遇される道士は多かった。⁹⁾ そうして世宗は道教に耽溺して政治を乱したが、次の穆宗（1567～1572在位）は道教の横暴を見て隆慶六年（1572）これを禁止した。

こんな時期に、中国における南北の文化の最も進んだ地域を横断した策彦は、いかなる中国仏教の姿を見たのであろうか、また、中国の仏教界とどんな交流活動が行われたのであろうか、彼の二回の入明日記を通して、日明仏教交流の一側面を明らかにしようと思う。

二、「念其俗佞仏、可以西方教誘之」

朱元璋は建国すると、中国を宗主国になったことを、安南・占城・高麗・日本のそれぞれの王に使者を派遣して伝えさせた（『皇明通紀』巻三、洪武元年十一月の条）。この洪武元年の使者は、安南・高麗には達したものの、占城・日本には達しなかったものとみえ、翌年二月に再び使者が遣わされることになった。しかし、今回の遣使（楊載を派遣）は、征西將軍懷良親王の峻拒により成

功せず、空しく帰国した。翌年三月に三度目の使者趙秩が派遣されている。趙秩の宣諭により、懷良は洪武四年十月に表箋を奉じて臣と称し、僧祖来を派遣して入貢し、明州・台州の被虜、男女七十余人を送還した。

太祖はこれを嘉し、その使者を宴饗した。「念其俗佞仏、可以西方教誘之」、つまり日本も仏教の篤信国だから、共通の仏をもってこれを誘うことができると思い、そこで祖来の帰国に際し、太祖は禅僧の仲猷祖闡・天台僧の無逸克勤らを派遣し、懷良に大統暦、および文綺・沙羅を賜わった（『明太祖実録』巻三九）。ここに日本は、掛け橋と言える僧侶の斡旋で一時中国の冊封体制下に入ったことになる。しかし、太祖は、倭寇の解決能力が無く、日本国王としての実態の無い懷良親王との関係は長く続けられなかった、上述の胡惟庸事件に事寄せ、両国の国交がまるで線香花火のように絶ってしまった。また、太祖在世中、幕府との間にも通交はなかった。

応永八年（1401）、義満は九州の商人肥富と僧祖阿¹⁰⁾を明に派遣して修好を求め、これにより日明間に公的な通交が開始された。義満には明皇帝より「日本国王」の号が与えられ、日本は明を中心とする東アジアの冊封体制に本格的に参入することになり、遣明貿易も日本国王＝室町将軍が明王朝に朝貢する建前を取って展開していった。

大永三年（1523）、朝貢の利益をめぐる、日明交流史上有名な「寧波の乱」¹¹⁾が起り、そのことによって遣明船の派遣が一時中止した。享禄元年（1528）ごろから、大内氏は莫大な貿易利益に惹かれて、暗礁に乗り上げた遣明船再開の努力を始め、天文五年（1536）六月、大内義隆（1507～1551）はついに遣明船派遣にこぎつけ、幕府との交渉をはじめとする様々な具体的な準備を開始した。

正使は博多新篁院の湖心碩鼎（1481～1564）を

決め、副使には日向（宮崎県）安国寺僧月渚英乗をあてることにしたが、英乗は老齢のため実現せず、そこで本稿の主人公策彦周良が代わりを務めることとなり、日明交流の表舞台に登場して、大きな活躍を見せてくれた。

三、策彦周良と『入明記』

策彦周良（1501～1579）、諱は周良、別号は怡斎・怡雲子・謙斎。丹波の出身、管領細川家の家老井上宗信の第三子で、長兄井上筑前守、次兄野口與三左衛門である。永正六年（1509）十二月二十四日、九歳の策彦は北山鹿苑寺の心翁等安の門に投じ、仏門に入った。永正十一年（1514）三月二十日、十四歳の策彦は天竜寺での仏国国師¹²⁾の二百回忌に際して、將軍足利義植（1490～1493・1508～1521在職、1466～1523）の給侍をなし、好評を博した。策彦は幼時から詩文の才に富み、儒釈精通の師により啓発、教導され、その才能はもとよりである。

策彦が十一歳の夏、大内氏と細川氏の権力闘争で北山鹿苑寺が焼かれて、等安以下の十数人の僧衆も四散したのである。この後、師と共に暫く丹波の性智禅院に移った。

永正十五年（1518）、十八歳の策彦は天竜寺¹³⁾において將軍家の許可で剃髪し具足戒を受けている。この時、既に師の等安は塔頭の妙智院¹⁴⁾に住し、兼ねて天竜寺を董していたのである。大永二年（1522）、師が入寂し、策彦まだ二十二歳の若僧であった。この後の十数年に亘る策彦の行業については不明な点が多いが、聯句などに専念したり、多くの文学僧と交友したりして、一時優雅な叢林生活をしていたのであろう。

享祿四年（1531）六月八日、外護を得た管領細川高国（1484～1531）が摂津国広徳寺で自刃したことは、策彦離京の直接原因である。天文六年（1537）の暮頃、大内義隆の入明貿易のことある

や、招かれて周防へ赴いたのである。策彦は義隆と、再度の入明を中心として、前後十数年に亘って深い交渉を持つこととなるのである。

天文八年（1539）二月八日、入明副使の正式任命状が策彦の手元に届いた。同年の四月十九日、正使湖心碩鼎をはじめ、船三隻で、四百六十名にもものぼる遣明船団が、奈留島を出帆して、五月二日に明の温州府境に到着した。目的地寧波に着いてから実に百八十日も経過した十月の十九日、ようやく上京の道を踏みはじめ、百三十余日を費やして、翌年の三月二日にやっと北京に入城した。三ヶ月ぐらいの北京進貢活動を終えて、五月二十八日、遣明使一行は離京して寧波を目指して南下し、九月十二日寧波に戻った、実に二百六十日ぐらいたったのである。

帰国の順風を待つため、一行は嘉靖二十年（1541）五月二十日まで明に滞在したのである。

帰国した策彦は大内義隆に渡明の報告をした後、天文十年（1541）九月十六日に早くも、大内氏から再度の入明を策彦に命じている。

再度の入明船団は四隻で、「伴従人夫共六百三十七人（浙江巡撫朱紈の「哨報夷船の奏」による）」に及んでいる。正使策彦をはじめ、一行は天文十六年（1547）五月四日、奈留島を出発し、温州で海賊船二十八隻に囲まれ、死者八九人を出し、舩船一隻を掠取されるの厄に遭って、六月一日、ようやく四艘の船を揃えて、寧波の隣の定海に入ったが、十年一貢の貢期になっていないから、明側に拒まれた。日本側の何度愁訴で、七月二日に定海港を出るのが許されたが、近くの鑿山に貢期の来るまで、逗留せざるを得ないこととなったのである。

嘉靖二十七年（1548）三月十日、国を出て実に十ヶ月を経て、辛うじて寧波に上陸し、賓館に入ることができた。ほぼ七ヶ月後の十月六日、策彦以下五十人は寧波を出発し、北京に向った。翌年

の四月十八日、一行は北京に到達している。

ついで、八月九日北京出発、百四十一日を費やして、十二月の三十日寧波に戻ってきた。又約半年に亘って寧波に滞在し、嘉靖二十九年（1550）六月九日に日本に帰着したのである。¹⁵⁾

二度にわたって入明の大任を果たした策彦は、洛西妙智院に帰臥して、武田信玄（1521～1573）との交渉を持つまでの数年は、詩作に耽り、殆ど隠棲の生活を送っていた。弘治二年（1556）十月、信玄の懇招によって、策彦は甲斐に赴き、恵林寺¹⁶⁾住職に就いたのである。¹⁷⁾

織田信長（1534～1582）も、策彦と親交があって、ある時は、師を城に招いて中国の政治・人物・勝境などについて聴き、又ある時は、自ら西山の草堂に歩を運んで終日道語して、よくその教を請うた事績が残されている。

策彦の晩年は、妙智院に隠棲して、花鳥風月を友に生活しているようである。天正七年（1579）六月晦日、策彦は老病を持ってその清純な生涯を終え、享年七十九歳。

師が生涯に所在の禅寺としては、北山等持院・西山西芳寺・丹波常照寺・甲州恵林寺・長興寺・天竜寺山内華蔵院・妙智院等々である。

著作で世に知られているのは『策彦和尚詩集』・『南遊集』・『謙斎雜稿』・『城西聯句』・『初渡集』・『再渡集』¹⁸⁾などがある。普通に『策彦入明記』と称するのが『初渡集』四冊・『再渡集』二冊を指すものである。『初渡集』の記録期日は天文七年七月朔から同十年十月二十六日までで、総字数が十五万余りある。『再渡集』の記事は、『初渡集』に比べて極めて簡略で、明嘉靖二十六年十一月朔から起筆して、翌二十八年九月三十日をもって、日記を終えている。

四、参詣した寺院

嘉靖十八年（1539）六月二十三日、寧波に到着して最早一ヶ月あまり経った策彦一行は、ようやく地元の知府に補陀寺¹⁹⁾に遊ぶことが許可されたが、二十五日に、一行はいち早く城隍廟²⁰⁾と補陀寺に詣でに行った。

城隍廟は道教関係の場所であろうか、恰も走馬観花のようだったが、一方、補陀洛寺について、恐らく日本人として、始めて異国の仏寺を観て、ちょっと感心したかもしれない、伽藍設置から、参拝理由、参拝経過、当寺由来まで、かなり詳細に記録されている。特に参拝理由にこう記されている。

生等在海東之日。亦諳其為名藍。前月於大洋。風波蕩突。船不克進。淹滯中流。生等念彼大士。默禱者良久。遂勦精進力。預推願轂。須臾風順。波滑。得輒臻此。豈非大士靈驗之所然乎。是故今日造詣奉拜慈容之次。

一ヶ月前、遣明船の人たちが鯨波を冒し、危険な航海を終えて、寧波に無事到着できたことは、恐らく観音大士の靈驗ではなかろうか、今日報徳謝恩のためにわざわざ詣でに参った次第である。また、参詣の通例として、正副使をはじめ諸役者が香資“孔方拾縉”を奉納した。七月二十七日にも策彦は補陀洛寺に詣でている。

明の海禁政策・日明間の十年一貢取り決めの抵触・明側の対日貿易への警戒心および消極性などがあったから、遣明使一行は上陸地寧波から明都北京まで、その往復に実に相当な年月を要したのである。その一方、沿路各地の仏寺を見ることができ、入明僧らにとってやはり千載一遇の機会であろう。そこで、策彦も巡礼した寺院を詳らかに記している、それを整理して表－1の通りである。

表－1：策彦周良が巡礼した明代寺院

時間	宿駅	寺院名
嘉靖十八(1539)年六月廿五日	寧波	補陀洛寺
六月廿九日	寧波	延慶寺
七月廿七日	寧波	補陀寺
八月四日	寧波	南関禅寺・延慶寺
十月九日	寧波	延慶寺
十月廿二日	姚江駅	龍泉寺
十月廿五日	瓜山鋪	樊江寺
十月廿六日	山陰県	柯橋寺
十月廿六日	銭清駅	羅山寺
十一月朔日	杭州	眞教寺
十一月五日	苕溪駅	峴山寺
十一月七日	震澤	勅賜慈雲禅寺
十一月八日	平望駅	殊勝寺
十一月九日	平望駅	殊勝寺
十一月十六日	姑蘇駅	寒山寺、楓橋寺、虎丘寺
十一月十九日	姑蘇駅	寒山寺
十一月廿一日	錫山駅	南禅寺、恵山寺
十一月晦日	丹徒坝	海会寺
十二月三日	京口駅	金山寺、龍遊禅寺、玉山寺
十二月廿五日	清口駅	興国寺
嘉靖十九(1540)年正月四日	下邳駅	羊山寺
二月十五日	滄州	長蘆寺
二月十六日	滄州	集善禅寺
四月廿九日	北京	大慈恩寺、大隆善寺、大隆善護国寺
五月九日	潞河駅	永濟寺
六月九日	清源水馬駅	観音寺
六月廿八日	夾溝駅	大雲禅寺
八月五日	京口駅	金山寺、焦山寺、甘露寺
八月十三日	錫山駅	恵山寺
八月廿三日	姑蘇駅	虎丘寺、普福寺
八月廿五日	松陵駅	寧境華嚴講寺、虎丘寺
八月廿九日	西水駅	三塔寺
九月三日	呉山駅	三天竺寺、靈隠寺、淨慈等寺
九月十一日	姚江駅	龍泉寺
十月二日	寧波	補陀寺
十一月六日	寧波	天寧寺
嘉靖二十(1541)年正月二十日	寧波	補陀寺
二月四日	寧波	延慶寺

三月廿日	寧波	南関禅寺
嘉靖二十七年(1548)年六月十八日	寧波	補陀寺
七月三日	寧波	延慶寺
七月十四日	寧波	延慶寺
七月十九日	寧波	天寧寺
九月廿四日	寧波	延慶寺
十月十九日	杭州	鎮仏寺
十月廿一日	杭州	保叔寺
十月晦日	杭州	淨慈寺、大仏寺、保叔寺
十一月廿四日	嘉興府	三塔寺
十二月十一日	姑蘇駅	虎丘寺
十二月廿五日	丹徒頃	海会寺
十二月廿七日	鎮江府	金山寺、甘露寺
十二月廿九日	鎮江府	焦山寺
嘉靖二十八年(1549)年正月四日	鎮江府	焦山寺
二月十七日	彭城駅	臥仏寺、石仏寺、鉄仏寺
四月十八日	張家湾	永濟寺
七月廿八日	北京	大隆善護国寺、大隆福寺、
八月廿二日	楊村駅	報成禅寺
九月一日	滄瀛楼	水月寺
九月十七日	清源水馬駅	観音寺

*『初渡集』・『再渡集』に基づく。

五、明僧との交流

上にも少し触れたが、策彦は二回入明して、在明時間が合わせて実に五年余り達している。この長い間、遣明使として煩雑な朝貢貿易の事務を処理することは言うまでも無く、一禅僧として交流活動も行われた。本節では僧侶同士との交流に焦点を絞って、述べたいと思う。

嘉靖十八年六月廿五日に初めて寧波の補陀寺を訪れたとき、策彦一行は寺僧十数人の出迎えを受け、そして観音像前で大土宝号を合唱しながら、焼香し願文を炉中に投ずる等、先ずは専門的な交流を成した。次は堂に案内されて、胡桃・李実・干荔等ドライ・フルーツとお茶で、手厚く歓待された。

六月二十九日、策彦一行は寧波延慶寺に詣でに行った。寺僧の出迎えを受けてから、一人の寺僧は特に親切で、「把手説寺之事蹟」(相手の手を握ったまま当寺の事跡を教えてくれた)、そして、「且進西瓜煎北茶」(西瓜と高級青茶―北茶を出して)、そうだけではなくて、「画鳥四幅」まで贈呈してくれた。あまりの厚意で策彦は「粗扇一柄」を返礼したのである。

閏七月十九日、嘉靖二年(1523)に起こった「寧波の乱」で戦死した日本群霊のために、地元の延慶寺・寿昌寺の僧衆各十員を招き、両国の僧侶同士が共同で水陸会²¹⁾を営んだ。法会が終わって、明の僧毎に胡椒二斤と山口紙二帖を謝礼として贈った。

八月四日、寧波にある南関禅寺に行った。当日の状況について、策彦はこう明記している。

二僧出迎、一笑如十年之故。対榻細陳、遂設茶飯。一僧名萬汾号心泉、称柳亭院、年四十八歳。一僧名德性号梅江、三十二歳、蓋心泉徒弟也。原境清寺僧、嘉靖二年嬰日人生事之災、寺已回祿（毀落か）、衆僧離群索居。（『初渡集』同日条）

元境清寺僧であった二僧は、嘉靖二年の日本人同士の武闘事件で、寺が焼かれて、居所が無くなり、今の南関禅寺に移籍した話を、策彦一行に細説してくれた。が、有難いことは、同じ日本人である策彦一行に対して、まるで知己のように微笑みながら茶飯も招待した。

食事後、策彦らは当寺の菜園を見学して、中に野菜や柿樹・蜜柑・銀杏等が栽培されている。又、仏殿の前庭に冬青樹を初見した。二僧から冬青樹の実は明眸の効き目があると教わっていた。

日暮れ、二僧の用意した艤舟で欣々として帰途に着いた策彦は、「江上清風吹披胸霧。実近來逸興耳。」と日記に記して、喜ぶさまが窺える。

嘉靖二十七年（1548）六月十八日、再び入明した策彦は、副使、居士以下の役者を連れて、轎馬で又寧波の補陀寺へ参詣に行った。今回は、銀五兩と扇など寺僧に寄贈した。相当な出費だが、僧長は茶菓をもって感謝した。

嘉靖二十八年七月廿八日には、策彦は正使として、明側の高級武官の先導で馬を連ねて再び北京の大隆善護国寺等をたずねている。外国使節の正式参詣であるから、「寺頭率大衆出迎于門外。撞鉦擊鼓吹笛」。熱烈な歓迎を受けた。策彦も香奠一兩を献じている。当寺で喫茶して入浴した。

大隆善護国寺を後にした策彦は、大隆福寺に参った。大隆福寺はさきの護国寺と共に、廟会を以

て北京有数の大寺院である。寺主以下、各々法衣を着て門前に策彦らを出迎えている。策彦は門裏で下馬して、仏殿に入り、焼香三拜してから香資二両を奉納している。この賽銭はこの後の喫茶のみならず、昼飯の饗応に預かったためであろう。この時、「此寺禁酒故无酒」と記しているが、他の寺では、必ずしもそうではなかった。

六、明寺院の伽藍と仏像の配置

策彦の入明の目的はもとより貢物の献納にあったが、しかしながら旅行中は南北を限って必ず寺廟に参詣し、詳しくその輪郭を報道していて、まさに貴重な寺誌である。ここにこの日記が明代仏教研究の好資料として重要視されるべきである。

以下は策彦の回った寺院を絞って、伽藍と仏像の配置状況の記録を整理した表である（表-2）。

禅寺の建築になれた策彦は、参詣した寺院の状況をつぶさに記しているのは、異国の仏寺にかなりの関心を持っているだろう。また、表から以下のことも見出せる。

1、仏壇の中央に「皇帝万々歳」、「皇后齋年」、「太子千秋」、「祝大明一統皇図河清海晏」、「記殊勝重興像教地久天長」などの牌が奉安されていることは、中央集権の徹底した時代の姿を仏寺の中に見出せて、明代中期社会における仏寺の一つのあり方を察知することができるのである。

2、宿泊の嘉賓堂の土地神を祭るために、策彦らは地元の道士九人を招いて、共同で儀式を営んだことと、金山の龍遊禅寺のように種々の神々の雑居する有様は、道教の旺盛ぶりと仏道混交していることが思われる。

策彦入明の頃は、所謂明末四大師²²⁾の雲棲株宏（1535～1615）らもいまだ活躍するまでに至っていないが、宗派を超えた通仏教的な、かつ所謂三教一致の風潮は随所に見られ、黄宗羲²³⁾によって、

表－2：策彦が見た寺院の境内配置

寺院名	伽藍と仏像の配置
補陀洛寺	堂中央に釈迦尊像を本尊にして、迦葉と阿難を左輔右弼として祀り、堂内左右両床に十六羅漢の塑像が祀ってある。寺の後に継遠堂という塔頭がある。
南関禅寺	仏殿に観世音像が奉ってあり、額に「妙莊嚴城」と書かれた。別に接客用の一堂があり、「脱俗」の額を掲げている。
延慶寺	南門から入り、左に三層の鐘楼があり、南面した仏殿に「大雄最吉祥殿」の額が掲げている。盧舎那像が本尊で、迦葉・阿難が脇侍である。仏壇中央に「皇帝萬々歳」の牌が奉安されている。また「法報応身眞覺仏宝」の牌を中心に、左右「経律論藏眞如法宝」・「戒定慧学眞淨僧宝」の三宝牌が安置されている。仏殿後の羅雲堂という堂を過ぎて、又一院がある。
真教寺	寺門には幾重にも華構が架けられて、まるで層塔である。
勅賜慈雲禅寺	五重の石浮屠がある。
殊勝寺	仏殿に本尊釈迦が祀ってあり、正面の二柱に夫々「祝大明一統皇図河清海晏」と「記殊勝重興像教地久天長」が書いてある。兩廊壁の間の岩窟に五百羅漢の木像が安置され、殿の左右床に十六羅漢の木像が祀り、殿後三大士像が安置されている。観世音を中心に、左に臥象王に乗った普賢、右に臥獅子に乗った文殊を祀っている。又、仏殿後に「瑞芝」との額を掲げている堂がある。
寒山寺	大雄宝殿中央に釈迦尊像、左に無量寿仏像、右に弥勒尊仏を奉安している。又、迦葉破顔之像、阿難随侍之像がその左右に、十六羅漢像が堂の左右に排列されている。堂外の東隅に鐘楼があり、所謂「夜半鐘」であろう。本尊の前に「皇帝萬々歳」を書いた牌がある。殿後に方丈があり、其の背面に左に寒山・右に拾得の二木像が祀ってあり、又像の左に「南無文殊師利寒山菩薩」を書いた幢と右に「南無大行普賢拾得菩薩」十大字を書いた牌がある。方丈を過ぎてまた小堂宇があり、堂の左右の柱に「香焼柏子延三宝」と「漏刻蓮華礼六時」が書いてある。
南禅寺	総門に「南禅寺」、第二門に「南山福地」が夫々書いてある。第三門の天王殿の左右に二天像が安置されている。大雄宝殿に本尊釈迦を中心に、左に騎獅の文殊、右に駕象の普賢を祀り、又、其の左右に迦葉と阿難がある。後門に観音善財童子等の像があり、又十六羅漢の大像も祀ってある。境内の右方に「妙光宝塔」という七重大塔がある。
恵山寺	法界門には「九龍峯」三大字、総門に「恵山寺」を夫々書いている。次に「恵泉福地」との楼門があり、此の門の左畔に「観泉」を書いた小門がある。次にまた小門があり、「天下第二泉」の五大字が書いてある。門柱の左に「勺水流金山谷発精華之氣」・右に「寸雲触石江河成潤澤之功」夫々十一字が書いてある。右畔には池があり、石で造った龍頭から水が流れ出ている。其の上に堂があり、堂後又小亭があり、亭に井がある。亭後小堂宇があり、堂中央に「尊賢堂」を書いた額がある。又「恵山十賢堂記」があり、堂の中に十賢之牌が安置されている。左畔には岩窟があり、其の上に小石屋があり、その後に小亭がある。仏殿には額が無し、三世如來を安置され、殿後堂があり、堂後又堂があり、「大慈閣」という二重の閣で、中央に千手観音像を祀っている。

海会寺	第一門には額が無い、左右に二王像が安置されている。第二門には「勅諭海会禅寺」六大字を書いている。此の門を潜って左右に石の碑文がある。仏殿には額がない。本尊釈迦、十六羅漢像があり、後門に騎犀の観音像があり、又善財五十参像もある。
龍遊禅寺	門の左右に四天王像を安置されている。大雄宝殿に本尊釈迦を祀り、中央に「皇帝萬々歳」をかいた牌が奉安され、左右牌に夫々「皇后齊年」と「太子千秋」を書いている。殿の左右に十六羅漢像があり、後門の中央に観音大士像があり、左は文殊(騎象)、右は普賢(騎獅)である。仏殿の左方に小堂宇があり、達磨百丈等の像が祀られている。又中央に座を設け、開山の像を安置されている。像の前に「開山斐公祖師」を書いた牌が奉安されている。次、方丈があつて、其の左畔に泉があり、上に小亭を構えている。仏殿之後、又堂があり、本尊盧舍那仏。又、其次小窓に「禅室」を書いた堂があり、左右壁に「祖立禅関静裡不談塵世事」・「仏遺法教定中存養性天機」を書いている。藏経閣がある。山腰には堂があり、千手観音像を祀っている。其の次閣があり、中央に晏公像を安置されている。
興国寺	仏殿には三世如來を安置されて、左右に十六羅漢像がある。殿後に方丈があり、堂中央に観音大士像が祀られ、右脇に善財童子像がある。仏壇左右の柱に「楊柳瓶中甘露水」・「瑠璃盞内薬師燈」と書いてある。又左右の壁に「野鶴孤雲方外跡」・「碧潭明月定中心」を書いた牌が掛けられている。又一蝸房に着き、房内に「静室」二字を書いている。
集善禅寺	楼門に四天王像を安置されている。東には鐘楼があり、西には鼓楼がある。又其次東には土地堂があり、西には祖師堂がある。仏殿に三世如來を中心とし、左右に十六羅漢大像が祀られている。後門の中央に観音、その左に騎臥師子の文殊、右に騎臥象の普賢が夫々祀られている。
大慈恩寺	総門に縦書きの「大慈恩寺」四大字、第二門に縦書きの「天王殿」三大字が夫々書いてある。入殿して、左右に「碑亭」という六角亭があり、中に亀が負っている碑文がある。又、左右に鐘鼓楼があり、碑亭と繋がつている。遠くに大正覚殿があり、中に三世如來之像が安置されている。殿後の左に観音殿、右に祖師殿があり、此殿の前に碑亭と大士殿があり、大士殿を過ぎて、左右に護法殿と輪蔵殿がある。又法堂があり、此堂を潜って天王殿に至る。東西に長廊があり、東廊を出て小門に入つて方丈があり、堂後二階建ての瑞光閣があり、閣の右に又閣がある。西廊を出ると門があり、此中に浴室がある。北へちょっと行くとまた門があり、此門に入り、方丈があり、於此茶飯がある。
大隆善寺	総門の額に横書きの「大隆善護国寺」、第二門の額に縦書きの「金剛殿」、第三門に縦書きの「天王殿」を夫々書いている。入門して、左右に碑亭があり、又左右に鐘鼓二楼がある。東西に廊があつて、東廊には千鉢文殊殿があり、西廊には大乘秘密殿がある。大延寿殿という仏殿があり、殿後の左右に小殿が二つあり、左は伽藍殿、右は祖師殿である。又大崇寿殿という仏殿があり、殿後の左右にも二つの小殿があり、左は大悲殿で、右は地藏殿である。又三聖千仏之殿という仏殿があり、殿後小門があり、左右に白石塔があり、左塔に「仏舍利塔」、右刻に「舍利塔」を夫々刻んでいる。又「僧録司」を書いた小門がある。

金山寺	寺僧によると、本山には元々「江山一覽」・「烟雨奇觀」・「觀瀾」・「留雲」・「吞海」・「廻瀾」の六亭があったが、現存烟雨・留雲・吞海・回瀾の四亭である。又山之東には二重閣があり、第一重は朝陽閣と言ひ、中に朝陽洞がある。
焦山寺	大雄宝殿に三世如來を祀り、左右に十六羅漢像がある。方丈があつて、其の右方に「焦山禪寺重建圓悟接待庵記」と言う石碑がある。仏殿の右方に焦光旧祠堂があり、廟の中央に「漢隱士焦公之神」という遺像がある。又少し行くと西面に小亭があり、亭の東冷泉という泉がある。亭を過ぎてまた小亭があり、亭を潜つて三詔洞という石洞がある。
虎丘寺	法界門に「虎丘」と二大字が書かれて、二王像を安置している。第二門の額にまた「虎丘」の二大字を書いている。脇に堂があり、四天王像が祀られている。境内に「虎丘劍池」という池と「天下第三泉」と言われている泉がある。左畔に堂宇があり、釈迦像を祀っている。無名堂があり、堂中央に觀音像が祀られ、其の右畔に二重閣がある。左方の上に大雄宝殿があり、三世如來像を祀っている。殿後七級の浮図があり、また勅賜蔵經之閣があり、閣の左畔に僧堂がある。仏殿の右畔に樓があり、樓の右方に石橋がある。橋を潜ると僧堂に至る。山北に和靖書院があり、また玄帝殿という祠堂がある。
寧境華嚴講寺	仏殿に三世如來像を祀っている。七級浮図がある。又路傍に懷徳井という石井があり、上に亭を構えている。
三塔寺	門前に七級の石浮図が三つあり、門之右畔に二祠があり、一は何候去思亭で、もう一は徐公墮涙碑である。
淨慈寺	山光水色に七層の塔影が照り映えている。
天竺寺	層塔が絶頂に高く聳え立っている。
龍泉寺	寺門に額がない。仏殿に三如來像を中心とし、左右に十六羅漢が祀られている。殿に唾鐘があり、塔頭が荒廢している。寺の頂上に井がある。
天寧寺	大雄宝殿に五百羅漢がある。
保叔寺	八角の七重塔があり、方丈が傾き倒れそうで、鐘樓はもう倒れて、遺址しか残存してない。仏殿に鐘が掛けられている。祖堂が荒廢して、本尊の前に開山善導和上の木像が安置されている。
報成禪寺	鐘樓に大鐘が掛けられ、祖堂中央に達磨大師像を中心とし、左右臨濟・百丈が祀られている。
水月寺	千手觀音像を祀っている

*『初渡集』・『再渡集』に基づく。

その教は儒を立本となし、道を入門となし、釈を極となすと評せられた林兆恩²⁴⁾も、この頃に活躍した人物である。

3、策彦が訪れた淮陰興国寺、滄州集善禪寺、北京大慈恩寺、蘇州虎丘寺、吳江華嚴講寺、余姚龍泉寺等から見れば、明代寺院の仏殿に三世の如来像がまた多く祀られていることが分かる。

むすびに

明時代、無数の日本僧が様々の目的で入明したが、策彦周良はただその一人に過ぎない。彼の二回朝貢活動は『入明記』に詳細に記されているだけに、日明仏教交流の一側面を究明することができる。

一方、多くの入明僧の在明活動がまだ不明だか

ら、今後の一課題として、中日両国に所蔵されている汗牛充棟の史料から、その実態を明らかにすべきである。また、入明僧によって日明両国の仏教界にどのような影響を及ぼしたかについても、大きな課題として取り上げると思う。

注:

- 1) 五山の禅僧が士大夫階級に擬することのできる知的教養の形成は、一山一寧が僧堂への掛搭者を偈頌の試験でもって選抜したところに萌芽をみてとることができる。禅林が文学への志向を内包していて、いわゆる五山文学が興隆することになる。
- 2) 四六文：四六駢儷体とも言う。「駢儷」は馬を二頭立てで走らせる意で、対句構成の文を形容したもの] 漢文の文体。四字と六字から成る対句を多用する華麗な文体。誇大で華美な文辞を用い、典故のある語句を繁用し、平仄を合わせて音調を整えるのが特徴で、朗誦に適する。漢・魏の時代に起こり、南北朝時代に盛んに行われ、中唐の韓愈・柳宗元が古文の復興を提唱してから衰えた。日本では絶海中津が四六文の作法を明の季潭宗渤(全室)・笑隱大訢(蒲室)から伝え、日本五山禅林に流布させて、日本の四六駢儷文体の第一人者と称されている。四六駢儷文。駢儷体。駢儷文。駢体文。駢文。
- 3) 胡惟庸の変：1380年、胡惟庸は日本や北元と内通して謀反を起こそうと企んだ罪により、洪武帝によって処刑された。このとき、連座によって胡惟庸派の重臣はすべて殺害されたという。これが有名な洪武帝の肅清事件の一つである胡惟庸の獄である。しかし近年の研究においては、胡惟庸の謀反を立証する証拠は少ないため、これは洪武帝によるでっちあげであり、肅清を行うための切欠きとされたのではないかと疑われている。また、これにより中書省は廃されて、皇帝の独裁権が強化されることとなった。
- 4) 度牒：僧尼道士女冠に得度(出家剃髪)を公認する官の発給する文書。出家得度の認証。インドでは僧になるのに官許を必要としなかったのが、このような制度は成立しなかったが、中国では税役を忌避することを防止するため、北魏のころから、出家剃髪

には官の許可を必要とした。唐代に制度的に整備され、尚書省祠部から発給された。この文書には、俗姓・僧名・師僧の名・所属寺院名などが記載された。この度牒を携帯して、諸方に遊行することができた。度牒は、有髪の童行に対して經典の読誦力を試験して与えるもの(試經度僧)と、国家の慶事などに際して与えるもの(恩度)があった。しかし政府は財政難のとき、度牒を売却した。宋代には空名度牒を大量に売り出して、これを富商などが買い占め、紙幣のような性格をもった。明清でも行われたが中華民国では廃止された。

- 5) 周知冊：『釈鑑稽古略統集・卷二』によれば、洪武五年(1372)太祖「命僧道録司造周知冊。頒行天下寺觀。凡遇僧道到處。即與對冊。其父母籍。告度月日。如冊不同即為偽僧」、つまり偽僧を防ぐため、天下各寺院に頒布した僧侶名簿である。
- 6) 砧基道人：寺院の賦税に携わる僧官の一種。
- 7) 『金陵梵刹志』卷二に、「洪武十五年五月二十一日、礼部照得、仏寺之設、歴代分爲三等、曰禪、曰講、曰教、其禪、不立文字、必見性者、方是本宗、講者務明諸經旨義、教者演仏利濟之法、消一切見造之業、滌死者宿作之愆、以訓世人。」とある。
- 8) 土木の変：1449年(正統十四)宣府の東方にある土木堡でオイラートのエセンの精騎によって、三大營を中心とする明朝50万の親征軍が覆滅して、英宗がオイラートに捕えられた事件。オイラートの経済的欲求から、朝貢使節の人員が激増し、彼らに対する莫大な額の恩賜にたまりかねた英宗は、オイラートの朝貢使節の人数を厳しく制限し、貿易を圧迫した。これに対して、1449年オイラート軍は明の北辺に進攻した。英宗は宦官王振に扇動されて、廷臣の反対を押し切り、親征の軍を発して山西省大同までいった。しかしエセンの本軍が近く、その勢力が強大であることを知り、退却し始めた。そして、途中、宣府においてオイラート軍に襲撃され、さらに土木堡にいたったところでオイラート軍に撃滅され、英宗は捕虜となった。エセンはさらに北京を包囲し、英宗の身柄と引き換えに交易の有利な条件を得ようとしたが成功せず、翌1450年(景泰元年)英宗を明朝に送還した。土木の変が明朝に与えた影響は大き

く、明朝は軍紀を振粛し、辺防を強化し、中央軍を再建した。そして北辺に長城を築いて、北虜に対して守勢に立つようになった。

- 9) 陳小法「策彦周良と明代道教」(『アジア遊学73・日本文化に見る道教的要素』、勉誠出版、2005年3月)。
- 10) 祖阿：生没年不詳。1401年の遣明船の正使。瑞溪周鳳の『善隣国宝記』によると、応永の初年に博多商人の肥富(こいつみ)が明から帰国して、足利義満に日明通交の利益を説き、義満はこれに動かされて遣明使派遣に踏み切ったという。このときの正使が祖阿で、肥富は副使にされた。同船は翌応永九年明使天倫道彝らを伴って帰国し、日明関係開始の糸口となった。『吉田家日記』は、祖阿のことを「遣唐使遁世者素阿弥」と書いている。このことは祖阿が当時將軍の側近に侍して雑用をつとめていた同朋衆の一人であったことを推測させる。このとき以後の遣明船の正副使は五山関係の僧が選ばれるのが普通であり、同朋衆が使節に任ぜられたのはきわめて異例であった。
- 11) 寧波の乱：日明勘合貿易をめぐる細川・大内両氏の対立が明の寧波において武闘をひき起した事件。寧波争貢事件ともいう。大内義興の遣明船は、前回の入明の際に受領した正徳の新勘合をもち、謙道宗設を正使とする三隻(三百余人)で博多を出航し、この年四月二十七日に寧波に到着した。これに對抗して細川高国も、幕府からすでに無効となった弘治の旧勘合を獲得し、独自に鸞岡瑞佐を正使とする一隻(百余人)の遣明船を仕立て、堺から四国沖・薩摩を経由する南海路をとって五島に出で、大内船に遅れること数日後に寧波に達した。寧波市舶司の規定では、貨物の陸揚げおよび点検の順序は入港の先後によることになっていたが、このとき細川船には、前回の入明に際し実権派太監劉瑾に黄金千両をおくり、うまく事を運んだ明人の宋素卿が副使として随行していたので、彼は前回同様いち早く市舶太監頼恩に賄賂をおくり、早く入港した大内船よりも先に入関の手続きをすませ、また嘉賓館での宴会の席次も、細川船の鸞岡を大内船の宗設の上座におかせ、宿泊にも差異を設けた。これらの差別待遇に憤激し

た宗設らは、同年五月一日、寧波市舶司の東庫から武器を持ち出し鸞岡瑞佐を襲って殺し、細川船を焼き払い、さらに逃れた宋素卿を紹興までも追跡したがつかまらず、引き返して沿道で放火乱暴をはたらき、その取締りにあたった指揮使劉錦らを殺し、また指揮使袁璉らを捕虜にし、船を奪って海上に逃れ去った。この武闘事件について、明政府では浙江巡按御史の報告に基づき、事件に対処した地方官の責任が追求されるとともに、日本の入貢通商の当否に関して、礼部で検討されることになった。礼部の答申では、細川船の宋素卿らをかばい寛大な処置を求めようとしたが、他方では宋素卿らの姦偽と浙江各官の不正怠慢をきびしく指摘する強硬論が出たため、ついに宋素卿らは捕えられて獄死し、嘉靖八年(1529)浙江省市舶太監も撤去された。この寧波事件は、腐敗墮落した明の市舶太監頼恩の汚職行為が主要原因で発生したとはいえ、もともと朝貢貿易船の入関手続きの先後にかかる通商権の争奪であり、外交上の抗議すべき問題であったが、ついに国外で乱闘騒ぎをひき起し、多くの中国人をまき込む異例の大事件となった。強硬論の中には、日本の法規無視に対する「閉関絶貢」の議もあったが、結局その手段はとらず、明では琉球国使臣を介して、日本への抗議と犯人引き渡しの勅諭を送るとともに、日本の入貢に対し厳しい規制を加えることになった。

- 12) 仏国国師(高峰顕日、1241～1316)：鎌倉時代の臨済宗の僧。仏国派の祖で、南浦紹明とともに天下の二甘露門と称された禅僧。号は高峰。別に密道と称する。諡号は仏国禅師・応供広済国師。後嵯峨天皇の皇子。東福寺で円爾弁円や建長寺で兀庵普寧に参じ、下野那須の雲巖寺を開創。無学祖元の来日を知り、建長寺で参じ法を嗣いだ。また一山一寧にも参じる。鎌倉の浄妙寺・万寿寺・浄智寺を歴住し、建長寺の住持となり、晩年は雲巖寺に帰る。参禅を請う学徒は多く、東国に禅宗を宣揚し、法嗣に太平妙準・夢窓疎石・天岸慧広らを出して門派を形成し、夢窓とその派はのちの五山派を代表する勢力となった。
- 13) 天竜寺：京都五山の第一位であるこの寺は、霊龜山天竜資聖禅寺といい、暦応二(1239)年に吉野で不

- 遇の中に崩御された後醍醐天皇を慰めるために、足利尊氏が高僧夢窓国師を開山として、嵐山を背景とする亀山離宮を禅寺にあらためたのがはじまりである。天皇が幼少の頃を修学に過ごされた地に、敵味方の別なく南北両朝の戦死者の英霊を慰めること、「怨親平等の精神」もこの寺の開創の目的であった。これまで長く中絶していた中国との貿易を再開して、その利益をこの寺の建立資金とした夢窓国師の、この造天竜寺船による貿易事業は、その後も室町時代を通じて行われ、日本の経済や文化に寄与するところが多かった。
- 14) 妙智院：享徳二年（1453）に竺雲等璉が開山として創建。
- 15) 妙智院所蔵の「西山妙智三世策彦和尚略伝」には、「庚戌六月九日帰着。実嘉靖二十九年也。大内公欣賞特厚。」と見える。
- 16) 恵林寺：武田信玄の菩提寺で、夢窓国師開山の古刹。天正十年（1582）四月三日に、織田信長の焼き打ちに遭い、その後徳川家康が再興。
- 17) 策彦が病のため甲斐への出発が遅れた際にあてた手紙では、信玄は恵林寺以外、長興寺・継続寺の差配も任せる、新たに一つの寺も造るなど好条件を持ちかけ「早速御発足簡要候」とせかしている。策彦の恵林寺に赴いた時間については、異論があるが、また『正法山誌』第六巻の「惟高策彦薦南化」の章に、武田信玄にあった策彦周良と惟高妙安は、信玄の参禅の師として甲斐に留まることを辞退し、妙心寺の南化玄興を推薦して師とすることを進めたとしている。本稿は柴辻俊六編『武田信玄大事典』（新人物往来社刊）の説をとっている。
- 18) 策彦の著作名について、牧田諦亮が『策彦入明記の研究』（下）にこう語っている：策彦が自ら第六冊の日記に『再渡集・下』と記したところから、後人が初渡入明の記録にも、初渡集と名付けたのであろう。策彦自身、或は策彦入唐記・南遊集など随意の題を附して、ことさらに、この日記に最初から定まった題名を附していたわけではないのである。（142頁）
- 19) 大中十二年（858）、日本の入唐僧恵萼が五台山で観音像を得て、これを捧持して日本に帰らんとして定

海を過ぎたが、観音像がここを去ることを喜ばないと感じて、遂に潮音洞下に祀ったのが補陀寺の創始である、この観音像は俗に不肯去観音と称されている。

- 20) 城隍廟の奉祀は、六朝の時代から始まり、唐代に至って、全土に展開しつつあった。宋代に祠廟はもう天下にあまねく行き渡った。洪武二年（1369）正月、明の太祖は都及び天下の城隍神を封じろうとの命令を下し、南京、北京、開封三地及び承天（今の湖北鐘祥）、太平府（今の安徽当涂）の城隍は王に封じられ、他の各府州県では、府にあるのは公、州にあるのは侯、県にあるのは伯とそれぞれ封じられた。同年の六月、太祖はまた命令を下し、各府州県に城隍廟を建てさせ、「其制高光各視官署庁堂、其几案皆同、置神主於座、旧廟可用者修改之」。従って、明に至って、支配階級の支持により、城隍神は明代における最も栄達する、最も普遍的な道教俗神になり、その祭祀も全盛に達した。
- 21) 水陸会：その起原は遠く釈尊在世の時代といわれ、現在に及んでいる。飲食物を水中・陸上にまいて諸霊をあまねく救おうとする法会。施餓鬼（せがき）会の一種。水陸斎。
- 22) 後世に明末仏教四大師と称されているのは：憨山徳清（1546～1623）、雲棲株宏、紫柏真可（1543～1603）、藕益智旭（1589～1655）である。
- 23) 黄宗羲（1610～1695）：字は太沖、号は南雷、梨洲という。明末、清初の儒学者。浙江省余姚の出身であり、王陽明とは同郷にあたる。父の黄尊素は明末の東林党の指導者の一人として知られ、1626年に時の権力者で、東林党に対抗する閹党を従えていた魏忠賢の弾圧を受け獄死した。明の滅亡に際して反清運動に参加するが後に故郷に隠棲して学術に没頭、陽明学右派の立場から実証的な思想を説き、考証学の祖と称された。
- 24) 林兆恩（1517～1598）：字は懋勛、号は竜江。福建省莆田の人。嘉靖年間、しばしば科挙に挑戦したが、及第しなかった。嘉靖三十年（1551）、陽明学にもとづいて儒・仏・道の三教融合を説き、三一教を創始した。彼の精神修養法である艮背法（気功）は異端とされた。『聖学統宗』、『林子三教正宗統論』、

『林子全集』。

主要参考文献

- 1 間野潜龍『明代文化史研究』243～334頁、同朋舎、昭和五十四年二月。
- 2 牧田諦亮『策彦入明記の研究』(下)、法蔵館、一九五九年。
- 3 西尾賢隆『中世の日中交流と禪宗』190～210頁、吉川弘文館、平成十一年六月。
- 4 常盤大定『支那仏教史蹟踏査記(全)』、国書刊行会、昭和四十七年四月。
- 5 今泉淑夫『日本中世禪籍の研究』、吉川弘文館、二〇〇四年四月。
- 6 石原道博『訳注中国正史日本伝』、国書刊行会、昭和五〇年七月。

付録：日明仏教交流史年表

1368年(洪武元、南朝正平二三、北朝応安元)

絶海中津、汝霖良佐、権中中巽、如心中恕、伯英徳俊、大年祥登、元章周郁ら、同船して入明。(絶海年譜/延宝伝燈録17、24、26) 山口大内御堀にある乗福本寺の10世住持明遠禅晨も絶海中津とともに入明した。(荒巻大拙『山口十境詩考』)

際庵明聴、来日。際庵は西蜀出身で中峰明本の法嗣。(乗光寺寺産明細帳)

1369年(洪武二、南朝正平二四、北朝応安二)

僧以中、師の故孤峰覚明の行実を持って入明し、杭州浄慈寺用章廷俊に孤峰の三光庵の塔銘を請う。(孤峰和尚行実/三光国師行実并碑銘)

日本僧明室(竹田昌慶)、金翁道士より、医家群書の妙訣、牛黄円等の秘方を学び、道士の一女を娶って2子を得る。洪武の間、皇后の難産を救い、安国公に封じられるという。(竹田雄誉光英法印寿像讃並序)

1370年(洪武三、南朝建徳元、北朝応安三)

興東蔵主、江南より回り、諸老の送偈を義堂周信に示し、江南の混乱と介然中瑞、絶海中津の無事を伝える。(空華日用工夫略集)

1371年(洪武四、南朝建徳二、北朝応安四)

絶海中津、径山に入寺した季潭宗渤を訪ね、後堂首座に請ぜられるが辞して受けず。(絶海年譜)

日本国王良懷、その臣僧祖来を遣わし、表箋を進め、馬及び方物を貢し、併せて僧9人來朝。洪武帝、僧祖闡、克勤ら8人を遣わし、日本国に護送させる。(明実録)

菊池武政、懷良親王の命により如瑤蔵主を明に派遣。(菊池家代々記録)

1372年(洪武五、南朝文中元、北朝応安五)

椿庭海寿、権中中巽、明使仲猷祖闡、無逸克勤とともに帰国。(隣交徴書2ノ1、2、3ノ1/本朝高僧伝36/空華日用工夫略集応安6、1、9条)

椿庭海寿、洪武帝の命により、鄭県の福昌寺に住す。嗣香を竺仙梵僊に通じて法を嗣ぐ。(本朝高僧伝36)

1373年(洪武六、南朝文中二、北朝応安六)

明使僧仲猷祖闡、無逸克勤、九州より上洛し、嵯峨向陽庵に入る。(花営三代記/桜雲記)

仲猷祖闡等、博多にある吞碧楼を訪れ、楼の壁に題詠を書きつけた。(村井章介『アジアのなかの中世日本』)

絶海中津、杭州の真寂山に退居中の清遠懷渭を訪ね、五言律詩を呈す。清遠および延陵の易道夷簡、これに唱和。(蕉堅稿)

洪武帝、留学僧の無我省吾を朝廷に招き、法門を請益させる。奏対、旨にかなない、紫金の法衣を授け、陸座說法を行なわせる。洪武帝、無我をいたく気に入り、元の時代の巴思八のように朝廷に留めようとしたが、無我、固辞して牛頭山に帰る。再び山を下りることはなかったという。(延宝伝燈録21/無我省吾禅師行実)

無方宗応も法兄無我省吾と共に洪武帝のお招きに問法した。永徳二年(1382) 帰国した。(西尾賢隆『中世の日中交流と禪宗』)

竺端斤然、大道志在明す。(空華日用工夫略集)

1374年(洪武七、南朝文中三、北朝応安七)

杭州靈隠寺住持予章来復、日本僧無我省吾の求めに応じ、「石城山吞碧楼記」を書く。(石城遺宝)

明使趙秩、春屋妙葩に書を送り、帰国の近いことを述べる。ついで趙秩ら一行、博多を出航して帰国し洪武帝

に復命。足利義満の使僧聞溪円宣ら、これに同行し貢物を献上。簡中原要もこれに同行して入明。(雲門一曲/宋文憲公全集13、17/明史日本伝)

日本国、僧宣閑溪、浄業、喜春らを遣わし来朝させ、馬及び方物を貢す。詔してこれを却ける。志布志の島津越後守氏久もまた、僧道幸らを遣わし、表を進めて馬及び茶、布、刀、扇等の物を貢す。これより先、洪武帝、日本高宮山報恩禅寺僧靈枢に袈裟を賜う。ここに至って、靈枢、またその徒靈照を遣わして、恩に謝し、馬1 匹を貢す。詔して、靈枢に衣履及び文綺帛各2 匹を、靈照に錢1 万、文綺帛1 匹、僧衣1 襲を賜い、遣わし還す。(明実録)

日本僧宗嶽ら71人、遊方して京師に至る。洪武帝、令して天界寺に居らしめ、人ごとに僧衣に充てる布1 匹を賜う。(明実録)

天界寺住持季潭宗泐、入明日本僧子建浄業の求めにより、入明の亡僧10人のため対靈小参を書す。(万法語、大日本史料6 -40)

日本僧簡中原要、明使に同行して入明し南京天界寺に寓す。ついで江西に赴く。宋濂、送偈並序を贈る。(宋文憲公全集17)

日本僧古剣妙快、旧師恕中無愠に書を上り、幕府の意を受けて恕中の招請を図る。また権中中巽、明使に同行して再び入明し、古剣の意を恕中に伝える。恕中、老病を以て辞退し、天界寺に留まる。(了幻集下/天台空室愠禅師行業記)

1375年(洪武八、南朝天授元、北朝永和元)

契中玄理、日本正使閑溪円宣の帰国に託し、中巽円月に詩を贈る。(契中玄理尺牘/アジアのなかの中世日本)

天界寺住持季潭宗泐、「日本国建長寺明禅師語録」(南浦紹明の『大応録』) に序す。(隣交徴書初ノ1)

華克勤(もと僧無逸克勤)、日本僧絶海中津、権中中巽が夢窓疎石の碑銘撰文を明に乞う由を洪武帝に上奏。洪武帝、宋濂に撰文を命ず。(日本国天竜禅寺開山夢窓正覚心宗普济国師碑銘)

見心来復、日本国月蓬円見の塔銘を撰す。(日本建仁禅寺住持月蓬見禅師塔銘並序)

豊後国万寿寺の靈昱、明にて絵師に師の同寺住持独芳清曇の頂相を描かせ、天界寺全室(季潭) 宗泐に著賛を

請う。(大智寺藏独芳清曇頂相)
在明僧智曜寂す。(釈鑑稽古略続集)

1376年(洪武九、南朝天授二、北朝永和二)

絶海中津、季潭宗泐の住する天界寺に逗留。このとき洪武帝、絶海を英武楼に召見して日本図を指し、熊野峰前の徐福の祠のことなどを問う。また勅して絶海に詩を作らせ、和韻ならびに衣鉢などを賜う。(絶海年譜/蕉堅稿/延宝伝燈録24)

季潭宗泐、竜河伝法正宗堂の東軒で、義堂周信のために「空華室歌」を書く。(空華集/隣交徴書初ノ2)

宋濂、夢窓疎石碑銘を撰す。(日本国天竜禅寺開山夢窓正覚心宗普济国師碑銘)

翰林学士宋濂、汝霖妙佐の帰国に際し、汝霖の文稿に跋を寄せる。(『高園集』の跋か)(隣交徴書2 ノ1)

良懷、沙門圭庭用らを遣わし、表を奉って馬及び方物を貢し、かつ罪を謝す。詔してその王及び庭用らに文綺帛を賜う。(明実録/蒼霞草)

日本僧約庵徳久、明の地で没(64歳)。(約庵久禅師略伝)

1377年(洪武十、南朝天授三、北朝永和三)

帰国した入明僧久庵道可(僧可)、「近年大明禁日本僧行脚、皆集在天界寺、不許妄出入及看俗書等」という情報を義堂周信に伝える。(空華日用工夫略集)

1378年(洪武一一、南朝天授四、北朝永和四)

絶海中津、汝霖妙佐、明より帰国し博多に逗留。(臥雲日件録抜尤康正3 .2 .3 条)

義堂周信、絶海中津の書により絶海が帰国、帰洛したことを知る。土産として、周伯温の筆になる篆額「半雲」、季潭宗泐作の「空華歌」、大字、美璞を印材とする義堂の諱、字の2 印、漢の王充の『論衡』などを受けとる。(空華日用工夫略集)

竹田昌慶、大唐医家の秘訣を携え、帰国。良医の撰に挙げられ、義満に仕え、法印に叙し、采地を給う。(竹田雄誉光英法印寿像讃並序/寛政重修諸家譜741)

1380年(洪武一三、南朝天授六、北朝康暦二)

日本国、僧明悟、法助らを遣わし、方物を貢するが、

表なし。(明実録)

1381年(洪武一四、南朝弘和元、北朝永徳元)

無我省吾、牛頭山において没(72歳)。(延宝伝燈録21/無我省吾禪師行実)

日本国王良懷、僧如瑤らを遣わし、方物及び馬10匹を貢ず。(明実録)

1382年(洪武一五、南朝弘和二、北朝永徳二)

陝西都県の馬仁安、昨年春に来訪した日本僧愚中梵慧の描いた観音大士像を愛でて、西安法幢寺に寄進。(長安県蔵明代日本個人所画仏像石刻)

義満、義堂周信より中国の五山制度の解説を受ける。(空華日用工夫略集)

入元僧南海宝洲、没(62歳)。(扶桑五山記5/南海和尚伝)

1383年(洪武一六、南朝弘和三、北朝永徳三)

日本僧志満、涼州大雲寺を重修す。(増修大雲寺碑記)

1385年(洪武一八、南朝元中二、北朝至徳二)

入元僧清溪通徹、嵯峨吉祥庵において没(86歳)。(清溪和尚行実)

1386年(洪武一九、南朝元中三、北朝至徳三)

義堂周信、將軍義満に中国に五山之上のあることを教え、南禅寺を昇格して五山之上とすることを勧める。(空華日用工夫略集)

日本国王良懷、僧宗嗣亮を遣わし、表を上し、方物を貢するが、これを却ける。(明実録)

鄂隠慧竈入明。(仏恵正統国師鄂隠和尚行録)

1390年(洪武二三、南朝元中七、北朝明徳元)

入元僧無文元選、没(68歳)。(無文選禪師行業)

1395年(洪武二八、応永二)

鄂隠慧竈、滞明10年にして帰国し、絶海中津より夢窓疎石説法の法衣を授けられ、付法印可されて絶海の法を嗣ぐ。(仏恵正統国師鄂隠和尚行録/延宝伝燈録26)

1401年(建文三、応永八)

義満、正使肥富、副使祖阿を明へ使者として遣わし、方物を進貢し漂寄者を返還する旨の国書に「日本准三后」と署名し、建文帝に献ず。相国寺普広院仲芳中正、この使節に随行した。(康富記/善隣国宝記/大乘院日記目録/補庵京華前集)

永楽帝、仲芳に命じて「永楽通宝」の四字を書かせ、これを銅銭に鑄造。(補庵京華前集)

1402年(洪武三五、応永九)

明使天倫道彝、一庵一如、兵庫に到着。(武家年代記/如是院年代記)

明使一行、橋本より輿馬にて善法寺に参詣し入京。(宮寺縁事抄/明徳応永年中之記)

明使、入洛し法住寺(仁和寺)を宿舎とする。(武家年代記/吉田家目次記)

明使天倫道彝、一庵一如ら、北山第に義満を訪ね、明の国書、大統暦、賜物を伝える。(福照院関白記/満濟准后日記永享6.5.12条/善隣国宝記)

明使僧天倫道彝、一庵一如、鹿苑院に絶海中津を訪ね、詩を応酬。(絶海録/蕉堅稿/史料7ノ5)

明使一庵一如、神護寺に遊び、詩を作る。(臥雲日件録抜尤寛正3.10.21条)

岐山方秀が天寧和尚大禪師より『法偈』及び『禪詮原人論』などの書籍を受領。(不二遺稿/湯谷稔『日明勘合貿易史料』)

岐山方秀、書を明使一庵一如に送り、経論の疑義を質し、経籍を求める。また、この頃、一庵に「岐山」の室銘、詩および序を求める。(不二遺稿/史料7ノ5)

岐山方秀、祖阿を通じて書を明使天倫道彝に送り、「岐山」の字説を求める。天倫、これに応ず。(不二遺稿/史料7ノ5)

雲章一慶、入明僧覺曇を介して、明使天倫道彝、一庵一如に会う。天倫、雲章を一見してその法器を称え偈を贈る。(雲章和尚行状)

栖碧澄或、明使天倫道彝、一庵一如に会い、「白鷗社記」を贈る。(栖碧稿/史料7ノ5)

1403年(永楽元、応永十)

岐山方秀、明使天倫道彝に書を送って法を問う。(不

二遺稿/史料7ノ5)

明使天倫道彝ら、廬山寺長老志玉の案内で叡山に登る。
(兼宣公記2.12条)

答礼使堅中圭密を明使僧に随行させるにさきだって、
天竜寺住持とし、この日、入院の儀を行う。(吉田家日
次記2.19条/史料7ノ6)

明使天倫道彝、一庵一如、北山第に義満を訪問、つい
で帰国のため京都を出発。これに伴い、義満、明の政変
を考慮して、絶海中津に2通の国書を草せしめ、天竜寺
住持堅中圭密を正使として、祥庵梵雲、明空志玉、通事
徐本元らを同行させる。(南方紀伝/吉田家目次記/史料
7ノ6)

絶海の弟子龍溪等聞、堅中圭密と共に入明した。(絶
海和尚語録)

入明僧伯英徳俊、南禅寺大寧院において没。(扶桑五
山記3)

左通政趙居任、行人張洪、僧録司右闡教道成に命じて、
日本国に使させる。(明実録)

堅中圭密ら、金陵へ入り、表を奉じ、物を献上。(明
実録)

岐山方秀、昨年来朝の明使天倫道彝より 偈および『禅
詮原人論』を贈られ、この日、礼状を送る。(不二遺稿/
史料7ノ5)

明の僧録司左善世道衍、絶海中津の『蕉堅稿』に序す。
(蕉堅稿)

淨慈寺住持祖芳道聯、『絶海和尚語録』に序す。(絶海
和尚語録上)

日本僧万宗中淵、祥庵梵雲、円鑑梵相、祖芳道聯に師
春屋妙葩の塔銘を請う。(智覚普明国師語録8)

杭州中天竺寺の如蘭、絶海中津の『蕉堅稿』に跋す。
(蕉堅稿)

円庵居頂が「右闡教鷲峰禅師の日本に奉使するを送る
頌の序」、「松岩住上人の師に侍し日本国に奉使するを送
る序」を作る。(隣交徴書初ノ1)

1404年(永楽二、応永一一)

淨慈寺の祖芳道聯、日本僧昌繕の請いにより、その師
春屋妙葩の頂相に著賛。(相国寺光源院蔵春屋妙葩像/智
覚普明国師語録8)

下天竺寺住持惟庵唯実、日本の遣明使に同行した廬山

寺の僧照琛侍者に、字「大用」を与える。(隣交徴書初ノ
2)

径山の岱宗心泰、『絶海和尚語録』に跋す。(絶海和尚
語録下)

祖芳道聯、春屋妙葩の弟子昌繕の持参した詩軸に序を
付す。(隣交徴書初ノ1)

源道義、梵亮を遣わして表を奉り、馬及び方物を貢し、
冠帯、印章を賜わったことを謝す。(明実録)

提調僧録司事姚広孝、春屋妙葩の『普明国師語録』に
序を寄せる。(隣交徴書初ノ1)

1405年(永楽三、応永一二)

天童寺慧叟希顔、春屋妙葩の『普明国師語録』に跋を
寄せる。(隣交徴書初ノ1)

遣明使明室梵亮、宋景濂撰「夢窓国師碑銘」を齎らす。
(空華日用工夫略集付載夢窓国師碑銘)

日本国王源道義、源通賢らを遣わして表を奉り、馬及
び方物を貢し、並びに獲するところの倭寇を献ず。(明
実録)

1406年(永楽四、応永一三)

明使俞士吉など帰国す。義満、堅中圭密を正使とし、
中立を副使として明に遣はす。(相国寺文書)

1407年(永楽五、応永一四)

日本国王源道義、僧圭密ら73人を遣わして、方物を貢
じ、並せて獲するところの倭寇を献ず。(明実録/史料7
ノ9)

在明の日本僧啓原が寂す。(本朝高僧伝37/釈鑑稽古略
集三)

義満が明使と共に常在光院の紅葉を賞す。(教言日記)

1408年(永楽六、応永一五)

義満薨ず。堅中圭密第三回入明、計を告ぐ。圭密帰朝
後南禅寺七十五世となる。(五山傳)

1417年(永楽一五、応永二四)

日本東大寺の僧志玉(総円)、入明して列刹宗匠より
広学を称えられる。永楽帝、宮に召して『華嚴經』を講
じさせ、普一国師の号を賜う。明にあること5年。(本

朝高僧伝18/新編相模国風土記稿49)

1419年(永楽一七、応永二六)

中国僧中峰明本の百年忌、相国寺で行われる。中峰の孫弟子の仁和寺野僧が施主を勤める。(満濟准后日記)

1421年(永楽一九、応永二八)

東大寺の僧志玉、經疏什具を満載して明より帰る。(本朝高僧伝18)

1424年(永楽二二、応永三一)

道成、日本に来る。(釈鑑稽古略集三)

1429年(宣徳四、永享元)

日本入明禪僧無初徳始が自寂した、80才くらい。(佐藤秀孝『入明僧無初徳始の活動とその功績』)

1433年(宣徳八、永享五)

日本国王源義教、使臣道淵らを遣わし、表を奉って馬及び鎧甲盗刀等の方物を貢す。(明実録)

聖一派僧翺之恵鳳、龍室道淵の一行と共に入明。張楷、趙文端等と交友を結ぶ。(竹居清事)

1434年(宣徳九、永享六)

明使雷春等五百人、龍室道淵などを送って来朝。入京後、猪熊法華堂に寓す。(戊子入明記/満濟准后日記)

明使帰国際、足利義教、恕中中誓、永瑱等をして送還せしむ。(満濟准后日記/如是院年代記/蔭涼軒日記/五山傳)

仲珊入明す。(延暦僧録九/本朝高僧伝四二)

1435年(宣徳十、永享七)

日本国、使臣中誓らを遣わして、馬及び方物を貢す。(明実録)

1436年(正統元、永享八)

恕中中誓等帰朝す。(蔭涼軒日記)

1449年(正統一四、宝徳元)

天英周賢、瑞溪周鳳のもとに永享の初めに明から伝わ

った『古川学海』の第12、13冊を持参し貸す。(臥雲日件録抜尤)

1451年(景泰二、宝徳三)

東洋允澎を正使とする遣明使に従僧として同行した九淵龍蹊は、寧波、杭州で官人と詩を唱和した。(九淵詩稿)

1452年(景泰三、享徳元)

仲珊帰朝す。(延暦僧録九/本朝高僧伝三四、同四二)

1453年(景泰四、享徳二)

三月、遣明使東洋允澎、綱使如三芳貞、貞菴、居座清海、妙増、從僧允邵、天與清啓、咲雲瑞訢、肅元寿巖、文明東曦、蘭隱馨、九淵龍蹊、南叟龍朔、東林如春等五島を發し、四月寧波着、乗組員、観音に参詣。九月北京に入る。(允澎入唐記/臥雲日件録)

日本僧宝渚門人某、宝渚の語録を持って入明。興隆寺僧録司南浦の序、御史張楷の跋を得る。(碧山日録長祿3.8.25条)

1454年(景泰五、享徳三)

興隆寺第一座質庵口淳、日本使從僧南叟竜朔の請により、その族弟正宗竜統に詩を与える。(禿尾長柄帚)

興隆寺僧録司南浦、日本僧虚庵玄寂(長門国長福寺開山)四世法孫巴山口令、玄浩口日の請により、虚庵の行録を書す。(小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』)

下天竺寺住持雲屋妙術、日本僧南嶺子越の法孫桂隱(長嶽)元久の請により、「日本長門州鳳凰山安国東隆寺開山南嶺和尚道行碑」を撰す。(隣交徴書3ノ1/史料6ノ25)

東洋允澎、北京からの南帰の途中、杭州武林駅において没。(允澎入唐記)

前僉都御史張楷、日本東福寺の斯立光幢の画像に贊を加える。(隣交徴書3ノ1)

張楷、日本使從僧口膝の帰国にあたり、餞送詩を贈る。(碧山日録応仁2.1.27条)

南叟竜朔の請により、正宗竜統に律詩を与える。(禿尾長柄帚)

九淵竜蹊、明より帰国し、この日、瑞溪周鳳のもとを訪れ、『勸忍百箴考注』を贈る。(臥雲日件録抜尤)

1455年(景泰六、康正元)

瑞溪周鳳、鹿苑寺東岳澄昕のもとに赴き天與清啓が『元史』40冊を明より持ち帰ったことを知る。(臥雲日件録抜尤)

1460年(天順四、寛正元)

遣明船正使天與清啓、居座妙増都聞が任命される。義政、季瓊真藁に、居座に東班衆より1人追加するよう命ず。妙増、遣明船に乗船することを了承。(蔭涼軒日録)

1463年(天順七、寛正四)

入明僧志玉(別号渡西)、没(81歳)。(本朝高僧伝18/新編相模国風土記稿49)

1464年(天順八、寛正五)

季瓊真藁、明より求める書籍のリストを台覧に供した後、千阿に渡し、將軍より明に求める書目を加筆するよう命ず。(蔭涼軒日録)

1465年(成化元、寛正六)

鹿苑院、相国寺、等持院、三合院、等持寺、建仁寺、玉泉寺、西芳院、栖真院、蔭涼軒、先規に従い將軍義政へ明に送る瑪瑙12個を献上。(蔭涼軒日録)

僧録大虚、日本東福寺忞勝庵僧東曜利寅の頂相に著賛。(隣交徴書初ノ1)

1467年(成化三、応仁元)

桂菴玄樹、遣明船3号船(大内船)に土官として搭じて入明。(漢学紀源5/島隠漁唱上)

雪舟、入明。(許孟光『中国での雪舟の足跡』)

1468年(成化四、応仁二)

天龍寺の僧天與清啓を正使とし、居座妙増、紹本、眷洋、寿敬、通燂、提點永扶、土官全杲、性春、桂菴玄樹、從僧肅元寿嚴、雪舟等楊を明に遣す。(戊子入明記/明紀一八)

日本国、使臣居座寿敬らを遣わし、馬を貢し、恩に謝す。宴並びに袈裟綵段等を賜い、通事從人にそれぞれ賞す。(明実録)

日本僧雪舟等楊、大興隆寺魯庵純拙の室に詣り、送別

詩を贈られる。この頃、雪舟、礼部院の壁画を描く。(天開図画楼記/熊谷宣夫『雪舟等楊』)

1469年(成化五、文明元)

日本国使臣清啓ら、まさに還らんとし、宴及び金織衣等を賜う。(明実録)

鄭州の徐璉、日本の遣明使に同行した雪舟等楊に七言律詩を賦して贈る。(隣交徴書初ノ2)

雪舟帰朝す。(仏祖統紀三七)

1470年(成化六、文明二)

日本国使臣、寧波府より、航海して帰国。僧盛訓、密かに登岸し、明国に留まり、経を学ばんとする。(明実録)

1473年(成化九、文明五)

桂菴玄樹帰朝し、宋学を傳ふ。(桂菴禪師碑銘)

1476年(成化一二、文明八)

湯川宣阿の経営する遣明船3艘、正使竺芳妙茂、副使玉英慶瑜、從僧肅元寿嚴をして、堺を出帆。(大乘院寺社雜事記4.28条/補庵京華後集/史料8ノ8)

中心禪師、入明。(島隠漁唱)

1477年(成化一三、文明九)

日本国、正副使妙茂らを遣わし、馬及び方物を貢す。また国王の意をもって『仏祖統紀』等の書を求める。成化帝命じて『法苑珠林』をこれに与える。(明実録)

1478年(成化一四、文明十)

遣明正使竺芳妙茂、副使玉英慶瑜、帰国。(蔭涼軒日録文明18.5.29条)

1483年(成化一九、文明一五)

義政、子璞周璋を正使として、居座肅元寿嚴、東帰光松、首龍、金溪梵积、全融、從僧圭圃周璋、希宗友派、一初統、心月梵初、歆甫喜入明す。(補庵京華別集/蔭涼軒日録/薩藩舊記)

明に遣わし、応仁、文明の乱により銅銭が地を払って尽き官庫が空虚であるとして、銅銭10万貫を請う。肅元

寿厳(1号船居座)、東帰光松(同)、取竜首座(2号船居座)ら、これに従い渡明。また建仁寺天潤庵雲英宗悦書記、遣明使に加わり入明。(善隣国宝記/補庵京華別集/蔗軒日録文明18.1.12条/史料8ノ15)

1484年(成化二〇、文明一六)

僧録大虚、日本僧東曜利寅のために像贊を書く。(隣交徵書初ノ1)

日本の遣明正使子璞周璋、寧波において没。随伴した高弟圭圃支璋、正使代となる。(蔭涼軒日録文明17.12.24条)

賜進士出身中憲大夫四川按察副使四明黄隆、『日本東福了菴和尚語録』に序す。(隣交徵書3ノ1)

寧波の張応麒、日本大徳寺僧一休宗純の画像贊を書く。(隣交徵書2ノ1)

四明の金湜、日本詩人金子西が述懐の詩を持ってくるのに会い、和韻。(隣交徵書初ノ2)

日本国源義政、使臣周璋らを遣わし、表を奉って馬及び方物を貢し、恩に謝す。宴並びに金襴袈裟金織衣綵段等を賜う。(明実録)

1485年(成化二一、文明一七)

良璞首座、建仁寺修造のために渡明を希望する旨、亀泉集証に語る。(蔭涼軒日録)

僧録司大虚、日本使節中の光祐侍者に道号「天助」を与える。(蔗軒日録文明18.7.12条)

1486年(成化二二、文明一八)

季弘大叔、帰国遣明船に医書が多載されていたと伝え聞く。(蔗軒日録)

雲英宗悦(文明15年入明し、17年帰国、唐人から金子西という名をもらう)、季弘大叔のもとを訪れ、明事情について語る。この後にも来る。(蔗軒日録)

金子西、季弘大叔に、寧波の金湜の家には等楊が描いた「三咲図」、「商山四皓図」が壁に掛けてあった、と語る。(蔗軒日録)

季弘大叔、東帰光松より、了菴桂悟の語録に寧波府の大人(黄隆)が序を寄せたことを聞く。(蔗軒日録)

堺正法寺証忍、同地海会寺季弘大叔のもとに一山一寧の草書1幅を持参して甚だ妙なりという。(蔗軒日録)

1490年(弘治三、延徳二)

景徐周麟、遣明正使に任命されるが、辞退。(蔭涼軒日録同日条、7.21条)

1491年(弘治四、延徳三)

遣明正使に天沢等恩を任ず。(蔭涼軒日録)

1493年(弘治六、明応二)

細川政元、遣明正使天沢等恩、副使葦洲等縁を更迭。新たな正使の候補は堯夫寿莫。三月堯夫寿莫、従僧古川勤、文成驚、育英等入明す。(蔭涼軒日録)

1496年(弘治九、明応五)

源義高、正副使寿莫らを遣わし来貢。王及び王妃に錦段白金等を回賜し、寿莫らに宴並びに綵段等を賜うこと例の如し。(明実録)

一休宗純の弟子宗印、日本の遣明使に同行して入明し、大興隆寺の思胤を訪ねて、園城寺の尊通から託された偈を見せる。この日、思胤、その詩に和韻して宗印に託す。(隣交徵書2ノ2)

四明天童山直庵懷讓、金台隆福寓所において「慈峯玄周居士像贊並引」を書く。(隣交徵書初ノ1)

賜進士第奉政大夫修正庶尹兵部武選清吏司郎中致仕奉詔進階朝列大夫四明洪常(子経)、『島隠集』に序す。(島隠集/隣交徵書3ノ1)

1497年(弘治十、明応六)

佐々木永春帰国し、明人が桂菴の詩に付した和韻を齎らす。(西藩儒林伝2/史料9ノ2)

1498年(弘治一一、明応七)

渡明僧苗西堂、帰国以来はじめて近衛政家を訪れ、盆や唐紙を持参。(後法興院政家記)

東福寺了菴桂悟、先日来日した明人宋素卿をつれて三条西実隆を訪れ、実隆、彼らと筆談。(実隆公記)

1499年(弘治一二、明応八)

広隆寺、幕府に遣明船派遣を申請。幕府、300貫の礼銭納入を命ず。幕府、前年の相国寺の遣明船派遣申請に對し、1号船を幕府船、2号船を細川船、3号船を相国

寺船と定める。(鹿苑日録)

1506年(正徳元、永正三)

將軍義澄、遣明正使を北鹿苑寺泰甫に代えて東福寺了菴桂悟、副使を光堯西堂とし、明皇帝への表を渡す。
(続善隣国宝記)

雪舟等楊、没。(金沢弘『日本の美術14・雪舟』)

1511年(正徳六、永正八)

東福寺の僧了菴桂悟を遣明正使となり、副使光堯、居座光悦、玄衛、省佐、宗設謙道、永賢、土官宗棟、勝康、安範、從僧友竹貞、桂軸久入明す。(壬申入明記/蔭涼軒日録)

了菴桂悟一行、上陸の人数が五十人に制限されたため、皆忿戻しているとし、二百九十二人が杭州に赴くことの許可を願ひ出る。(異国出契)

1512年(正徳七、永正九)

伯虎唐寅、日本の遣明使一行の彦九郎の帰国するに際し、詩を作って贈る。(隣交徴書初ノ2)

寧波の仲和詹僖、日本の遣明使一行の三宅老岐守宗徹に「葦牧斎跋」を記し与える。(隣交徴書初ノ1)

1513年(正徳八、永正十)

了菴桂悟、浙江阿育王山広利寺の住持となる。(隣交徴書2ノ1)

王守仁(陽明)、「日本国正使了菴桂悟の帰国するを送る序」を作る。(隣交徴書初ノ1)

四明の張廸(文訓)、『了菴語録』に後跋を寄せる。
(隣交徴書3ノ1)

仲和詹僖、山科本願寺の実如に七言絶句を贈る。(隣交徴書初ノ2)

唐船一艘来朝ス、正使了菴仏日禪師二大明国燕都ノ相人朱良範ト云者、便船ヲ乞フテ来著ス。(『 陰徳記』“ 唐人来朝元就朝臣之見人相事” 条)。

遣明正使了菴桂悟、帰国。正徳勘合100道を齎らす。大内氏、これ入手。(送日東正使了菴和尚帰国序/隣交徴書初ノ2 /本朝高僧伝43/延宝伝燈録33/籌海図編)

1514年(正徳九、永正一一)

了菴桂悟、没(90歳)。(史料9ノ5)

1523年(嘉靖二、大永三)

正使謙道宗設、副使月渚永乗等日本の遣明船(大内船)、寧波に到着。ついで数日後、鸞岡瑞佐を正使、宋素卿を副使とする遣明船(細川船)、寧波に到着。(南聘紀考/明実録6 .15条)

策彦周良、大内義隆より天文7 年(1538) の遣明船副使を命じられ、下向を命じられる。(妙智院文書)

1538年(嘉靖一七、天文七)

遣明正使湖心碩鼎、副使策彦周良ら、五島奈留島より博多に戻る。策彦、この日より『 初渡集』を書き始める。
(策彦和尚初渡集)

1539年(嘉靖一八、天文八)

湖心碩鼎、策彦周良らの遣明船、定海県昌国駅に到着。
(策彦和尚初渡集)

前進士浙江解元東勤南禺外史豊存叔、『城西聯句』に序す。(城西聯句/隣交徴書3ノ1)

1540年(嘉靖一九、天文九)

湖心、北京会同館において「一華碩由禪師行実」を撰す。(一華碩由禪師行実/浮木集12)

黄鳳鳴が日本安国寺僧仁溪禅恕の依頼で、師匠謙室の功績を後世に伝えようと「日本安国寺五葉院記」を書いた。(山口県宇部市東隆寺厚東棚井所蔵)

1541年(嘉靖二〇、天文十)

四明の柯雨窓、「怡斎策彦禪師像贊並序」を作る。(隣交徴書2ノ1)

柯雨窓、「聖福十境詩」を作る。(策彦和尚初渡集)

黄允中、魏一卿、趙德馨、何用中らの唱和した「贈怡斎禪師衣錦榮帰」に序す。(怡斎禪師は遣明副使策彦周良)
(妙智院文書/隣交徴書3ノ2)

方梅厓、日本の遣明正使湖心碩鼎の帰国するを送る詩を作る。(三脚藁/隣交徴書初ノ2)

六月五日、湖心碩鼎等五島に着く。(策彦入唐記/天龍雜誌)

大内義隆、策彦周良に再渡明を命ず。(策彦和尚初渡

集)

1542年(嘉靖二一、天文一一)

中華国信使は湖心碩鼎を正使、策彦周良を副使とする遣明使が京都に到着。(策彦和尚詩集)

1543年(嘉靖二二、天文一二)

日本国王使受竺、入京。弘治年勘合を暴逆の徒に盗まれた旨を明に転達することを請う。許さず。(朝鮮王朝実録同日条、3.22条、4.16条、5.16条、5.21条、5.25条/朝鮮史4ノ8)

1544年(嘉靖二三、天文一三)

日本国夷使寿光等百五十人来貢するが、10年1貢を守らず表文もないため、返還させようとする。(明実録/明紀三二)

1545年(嘉靖二四、天文一四)

培竹翁、遣明副使芳光(遣明正使は寿光か)の帰国を送る詩を作る。(隣交徴書2ノ2)

1546年(嘉靖二五、天文一五)

日本国使僧清梁等入明す。(後鑑三一七)

1547年(嘉靖二六、天文一六)

策彦周良を正使とする遣明使遣明1号船のみ、浙江省台州府に着す。(大明譜)

1548年(嘉靖二七、天文一七)

昌虎、朝鮮を経て入明す。(後鑑三一八)

策彦周良らの遣明船、寧波港近くに到る。(策彦和尚再渡集)

豊存叔、策彦周良の再入明に際し、策彦の号「謙斎」に寄せる「記」を書く。(妙智院文書/隣交徴書2ノ1)

1549年(嘉靖二八、天文一八)

賜進士礼部郎中前翰林院庶吉士閔林懋和、威徳堂において「贈日本使釈周良等越還国有序」を製す。(妙智院文書/隣交徴書3ノ2)

遣明使節一行、北京から寧波に帰着。(大明譜)

1550年(嘉靖二九、天文一九)

遣明使一行、寧波を出発。(贈専使謙斎老禅師帰日域図序)

葉寅齊、方梅厓、屠月鹿、董秋田、包吉山、日本の遣明正使策彦周良の帰国に贈る図に序す。(隣交徴書2ノ2)

都察院右副都御史徐楓崗、鄞県の方梅厓、董秋田、陶衛軒、范子冬、屠月鹿、包吉山、范子夏、豊乾陵とともに、了菴桂吾の徒即休に餞別の詩を贈る。(隣交徴書2ノ2)

寧波の趙月川、策彦周良に餞別の詩を贈る。(隣交徴書2ノ2)

1556年(嘉靖三五、弘治二)

大友義鎮、竜護寺清授、到明寺清超を正副使として明に派遣し、鄭舜功に同行させる。(『中世日支通交貿易史の研究』)

1557年(嘉靖三六、弘治三)

大友義鎮、善妙等四十余人を明に遣わす。(明史三二二)

1558年(嘉靖三七、弘治四)

僧熙春龍喜、周防(毛利氏か)の使者として入明した。(日本一鑑・窮河話海)

1579年(万暦七、天正七)

二度入明した策彦周良が入寂。(牧田諦亮『策彦入明記の研究』)

1591年(万暦一九、天正一九)

豊臣秀吉、西笑承兌ら五山高僧を東福寺に招き、明征服の意図を告げ、供奉を命ず。供奉僧は、相国寺の西笑承兌、東福寺の惟杏永哲、南禅寺の玄圃霊三と決まる。(鹿苑日録)

1592年(万暦二〇、文禄元)

西笑承克兌、惟杏永哲、玄圃霊三ら、京都を発ち肥前国名護屋に向かう。途中、豊臣秀吉、長門国赤間関阿弥陀寺に参詣。供奉する西笑ら、征明の壮途を期し詩文を

捧げる。(鹿苑日録3 .28条/征韓録)

1595年(万暦二三、文禄四)

明神宗賜釈玄蘇書。(鈴木棠三編『 對馬叢書④、津島紀事(下) 』)

1596年(万暦二四、慶長元)

惺窩は六月二十八日に京都を出発して薩摩に向かい、七月二十三日に鹿児島にいたり、島津義久、伊集院忠棟に会い、忠棟に渡明の意を告げ承諾を得、この日、惺窩は山川津に来て入明の船を待った。そしておそくとも翌年初頭、山川津を出帆したが、途中疾風にあって鬼界ヶ島に漂着し、入明の思いは果せなかった。(大庭脩『 徳川吉宗と 康熙帝 』)

1600年(万暦二八、慶長五)

徳川家康、三要(閑室) 元佶に命じて『 貞観政要 』を刊行(江戸幕府刊行物) 。この秋明船、はじめて長崎に来航するという。(通航一覧198)

1605年(万暦三三、慶長十)

僧惟政の弟子の対馬島渡海は、明参将李維喬の過行後にすることとする。(朝鮮王朝実録)

徳川家康、三要(閑室) 元佶に命じて『 周易 』を刊行(江戸幕府刊行物) 。

1609年(万暦三七、慶長十四)

対馬の宗義智、僧玄蘇等を朝鮮に遣し、明との修好のため道を朝鮮に借らんことを求む。(朝鮮通交大紀)

1620年(泰昌元、元和六)

明僧真圓来日。(長崎志)

1628年(崇禎元、寛永五)

明僧覺海、了然、覺意来日。(長崎志)

1629年(崇禎二、寛永六)

対馬僧規伯玄方、漢城の客舎における筆談にて、明への貢路を朝鮮に借りることは『 善隣国宝記 』に典拠がある、と主張。(江雲随筆)

唐僧超然、長崎に渡来。長崎来航の福州府の船主ら、長崎奉行に、先に南京、漳州府等の禅寺が開創した例により、超然を住持として福州方の寺院を創建することを願う。奉行、これを許し、聖寿院崇福寺が創建される(唐三箇寺の一)。(通航一覧208)

1632年(崇禎五、寛永九)

明僧如定来日。(長崎志)

1639年(崇禎一二、寛永一六)

明僧普定来日。(長崎志)

説明:

* 本年表は主に『 対外関係史総合年表 』(東京: 吉川弘文館、1999.9) 等を参考して作成した;

* 関係年代は朱元璋が建国した1368年から、李自成に北京を占領され、崇禎帝が自殺した1644年までである。

* 各条目の年代順は西暦→明→日本となっている;

* 出典は一応史料名だけ載っているが、現代の研究著書と論文を参考した項目には、著者(初出のみ) 、書(文) 名を掲載する。